

集会施設の利用区分が 新しくなります

～利用区分の見直しで、施設がより使いやすく～
令和8年1月4日利用分から

現行

区内団体、区外団体など
10区分ありわかりづらい…

改正後

区内・区外の2区分に！

P.2へ

施設によって予約できるタイミングが違う…
窓口に行かないと抽選に参加できない…

**利用日の3か月前の1日から
オンライン抽選の
申し込みが可能に！**

P.3へ

登録する区分によって
利用できない施設がある…

**区内全ての集会施設が
利用可能に！**

P.3へ

施設ごとに支払期限が異なっており
わかりづらい…

**予約日から7日以内に
統一します！**

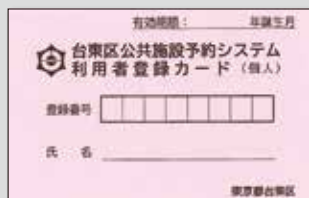
P.4へ

1. 利用要件が変わります! ~10区分が2区分へ~

これまで「区内団体」、「区外団体」など 10 区分に分かれていた施設利用の登録要件を、「**区内**」と「**区外**」の 2 区分に統一しました。制度変更後にどちらの区分に該当するかについては、下記のフローチャートでご確認ください。

※体育施設は要件が異なりますので別途、利用者登録が必要です。

登録カード（個人）



1. 台東区に
在住・在勤・在学の方
→新区分では **区内**
2. それ以外の方
→新区分では **区外**

登録カード（区内少人数）



こちらのカードをお持ちの方
→新区分では **区内**

登録カード（団体）



こちらのカードをお持ちの方は、
下記のフローチャートを参考に
区分をご確認ください。

質問1 代表者が台東区内在住、在勤、在学者である

はい

質問2 構成員の5割以上が台東区内在住、在勤、在学者である

はい

区内

いいえ

区外

いいえ

- ▶ 現行の利用登録カードは登録時から2年間有効なので、有効期限内であれば令和8年1月4日(以下、基準日という)から現行のカードで新制度に対応した予約が可能です。
- ▶ 基準日以降、現行の「区内利用者」から「**区外**」に変更となる個人・団体は、**有効期限経過後**利用分から使用料金が5割増しになります。
- ▶ 基準日以降、現行の「区外利用者」から「**区内**」に変更となる個人・団体は、1月利用分から区内料金で利用可能です。

※基準日より前に1月分を予約していた場合は区外料金との差額が還付されます。還付を受ける場合は、申請が必要です。



利用要件は自動で変更されないため、変更の申請が必要です。

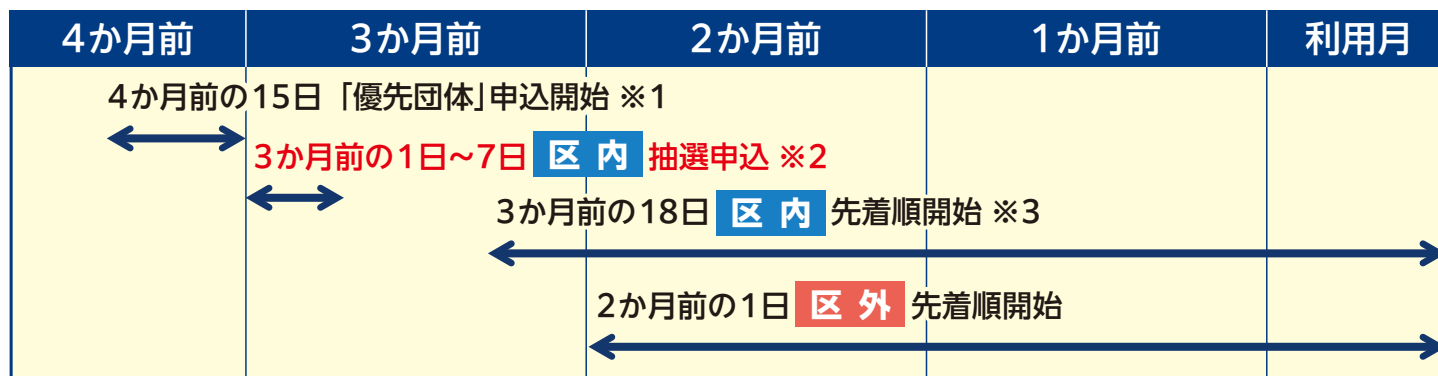
「区内」へ変更できる場合は基準日以降にもれなくお手続きをお願いいたします。

2. 予約申請時期・抽選方法が変わります！

今までは、施設ごとに予約申請時期が異なっていたことや、平日に行われる窓口抽選に参加できない等の予約をしづらい状況がありました。新たな制度では、インターネットを通じて申込、抽選参加が可能となります。インターネットに不慣れな方については、窓口での予約も受け付けます。

※利用日当日は予約システムを使用した申込ができませんのでご注意ください

※㉓一葉記念館、㉔千束健康増進センター、㉕産業研修センター、㉖浅草文化観光センターは公共施設予約システムが導入されていないため、申請方法等が異なりますのでご注意ください



※1 公共施設予約システムからは予約できません。対象団体は施設によって異なります

※2 1月は4日～11日 ※3 1月は22日～

3. 全ての集会施設が利用可能！ ～同じカードで26施設が利用可能に～

集会施設の利用については、登録区分に応じて利用可能な施設に制限がありましたが、今後は下記の集会施設であれば、どの集会施設もご利用いただけます。選択肢が広がることで、より便利に区内施設をご活用いただけます。

※㉖たなかスポーツプラザについては会議室のみが今回の制度改正の対象です。体育施設を利用する際は、別途登録が必要です。

名 称	住 所	電話番号	名 称	住 所	電話番号
①台東一丁目区民館	台東1-25-5	3834-4408	⑮社会教育センター	東上野6-16-8	3842-5352
②東上野区民館	東上野3-24-6	5807-1520	⑯千束社会教育館	浅草4-24-13	3874-5450
③上野区民館	池之端1-1-12	5815-8612	⑰小島社会教育館 (休館中)	小島1-5-2	—
④入谷区民館	入谷1-15-6	3874-8889	⑱根岸社会教育館	根岸5-18-13	3876-2103
⑤金杉区民館	下谷3-1-30	3876-2653	⑲今戸社会教育館	今戸2-26-12	3873-4140
⑥金杉区民館下谷分館 (R8.3月から休館)	下谷3-14-3	3873-1731	㉑たなか スポーツプラザ※	日本堤2-25-4	5808-7410
⑦谷中区民館	谷中5-6-5	3828-9292	㉒環境ふれあい館 ひまわり (R7.12月から休館)	蔵前4-14-6	3866-8098
⑧浅草橋区民館	浅草橋2-8-7	3851-4646	㉓竜泉福祉センター	竜泉2-10-5	6802-3011
⑨寿区民館	寿1-10-12	3842-8654	㉔一葉記念館	竜泉3-18-4	3873-0004
⑩雷門区民館	浅草1-37-3	3843-9492	㉕千束健康増進 センター (休館中)	千束3-28-13	5603-0085
⑪馬道区民館	浅草4-48-1	3872-1891	㉖産業研修センター	橋場1-36-2	3872-6780
⑫清川区民館	清川1-23-8	3876-3567	㉗浅草文化観光 センター	雷門2-18-9	3842-5566
⑬生涯学習センター (学習館) (休館中)	西浅草3-25-16	5246-5827			
⑭男女平等推進プラザ (休館中)	西浅草3-25-16	5246-5816			

4. 集会施設使用料の支払期限が変わります！

これまでは集会施設使用料の支払期限が施設ごとに異なっていました。その期限を一本化することで、未払い状態の仮予約の放置を減らし、より多くの皆様が公平に施設を利用できるようになります。一部施設では支払期限が短くなりますが、予約状況が早期に確定することにより、今後の活動計画を立てやすくなるメリットも生まれます。

予約方法	支払期限
オンライン抽選	3か月前の11日～17日（1月は15日～21日）
先着順予約	予約日から7日以内

Q&A

Q. なぜ区分変更を行うのでしょうか？

A. 区民の皆様が集会施設を使用する際に、より便利に、使いやすくするためです。従来は複数の登録区分があり、使える施設も限られていました。今回の制度改正によって、区内、区外の2区分どちらかの登録カード1枚で、区内の集会施設全てを利用できるようになります。

Q. 予約が取りにくくなるのではないのでしょうか？

A. 区分が整理されること、予約開始時期が統一されることで、予約が取りにくくなることもあるかもしれませんが、今回の制度改正では「3.全ての集会施設が利用可能」に記載されている施設すべてで予約が可能になるため、今までよりも利用できる施設は増加します。

Q. リバーサイドスポーツセンターの体育館などの体育施設も統一されますか？

A. 体育施設は今回の制度改正に含まれてないため、別途登録が必要です。

Q. 支払期限を過ぎてしまったら予約はどうなるのでしょうか？

A. 予約はキャンセルされますので、お早めにお支払いいただきますようよろしくお願いいたします。

Q. 登録時のメンバー以外の知人を呼んで利用したいが、構いませんか。

A. 原則、構成員のみの利用としています。

Q. 利用者区分はどのように判断しているのでしょうか？

A. 利用者登録時及び更新時に名簿を提示していただき、台東区内在住・在勤・在学者が半数以上を占めている場合は区内利用者となります。※名簿は任意の様式で構いません

Q. 同じ団体のメンバーで個人登録をして、それぞれで抽選に申し込むことはできますか？

A. 同じ団体では、登録は一つしかできません。個人登録で抽選に参加された場合は、個人の方での利用となります。

Q. 令和8年1月に利用したい場合、10月にオンライン抽選を申し込みますか？

A. 申し込みません。オンライン抽選は令和8年1月から開始するため、令和8年4月利用分からになります。

お問い合わせ先（月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分）

台東区役所 企画財政部 用地・施設活用課

電話番号 03-5246-1531 FAX 03-5246-1019

ホームページURL <https://www.city.taito.lg.jp/kusei/kunokeikaku/yochi/ribenseiko-jo-.html>

